

【出入国管理に関する情報】シェンゲン協定加盟国における新たな出入域システム（E E S）の段階的運用開始

- 2025年10月12日から出入国に係る情報を電子的に記録する欧州連合（E U）の新たな出入域システム（E E S：Entry/Exit System）の段階的な運用が開始される予定です。
- 対象者は、日本を含む非 EU 加盟国からシェンゲン協定加盟国の欧州 29 か国に観光や出張等の短期滞在を目的として入国する渡航者です。（フィンランドほか E U 域内の滞在許可証を保有する者などは対象外です。）
- 欧州 29 か国の空港などの国境検問所において、パスポート情報（氏名、生年月日、国籍等）、生体認証データ（顔写真及び指紋）、出入国記録等が電子システムに登録されます。
- 渡航前（事前）に行う手続はありませんが、空港到着時に、係官の案内に従うようにしてください。

E E S の詳細については以下のリンクをご確認ください。

「E U のホームページ」

<https://travel-europe.europa.eu/ja/ees##>

「駐日 E U 代表部のホームページ」

<https://eumag.jp/article/basicinfo0724a/>

（参考情報）

■大使館のできることにできないこと

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00318.html

■安全の手引き

<https://www.fi.emb-japan.go.jp/files/100149657.pdf>

■犯罪被害に遭ったとき（警察への通報等）

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-criminaldamage.html

■フィンランドでの落とし物

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00305.html

■日本への医療搬送

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00481.html

■日本語対応医師リスト

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00626.html

■当国旅行中の邦人のご不幸に伴う手続

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00522.html

■日本語・フィンランド語／英語通訳・翻訳者リスト

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00494.html

■ パスポート関係の手続（再発行には戸籍謄本が必要です）

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00114.html

■ スマートフォン用海外安全アプリ

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

在フィンランド日本国大使館 領事班

ホームページアドレス：

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

電 話：+358（0）9-686-0200

9:30-12:00、13:30-16:30

メール：

各種証明、パスポート、戸籍・国籍、在外選挙に関すること：shinsei@hk.mofa.go.jp

査証に関すること：visa-apply@hk.mofa.go.jp

在留届に関すること：zairyu-kakunin@hk.mofa.go.jp

その他に関すること：consular@hk.mofa.go.jp